

令和5年度「喫煙に関するアンケート」 集計結果の活用状況

アンケートテーマの担当部署が、アンケート結果をどのように受け止めたのか、事業にどのように活用しているのかなど、集計結果の活用状況をご紹介します。

1 アンケート結果の事業等への活用状況

Q3の喫煙に関するルールの質問では、「カ 全ての国民が喫煙時には周囲の人にたばこの煙を吸わせないよう配慮する義務がある」（喫煙時の配慮義務）が41.7%、「ク 20歳未満の者は喫煙エリアに立ち入ることが禁止されている」（20歳未満の喫煙エリアへの立入禁止）が34.6%と選択項目の中で最も低い結果となりました。子どもを受動喫煙から守るという観点から、受動喫煙防止に関する周知・啓発を継続して行っていきます。

また、Q5の喫煙に関する情報発信で不足していることの質問では、「ア 喫煙に関するマナー・ルール」が73.6%と最も多い結果となりました。その情報発信について、Q4の質問では、「ア 横浜市の広報媒体（ウェブページ・広報よこはま・SNS等）」（60.0%）と「街なかの看板やポスター等の掲出物」（53.7%）から入手している割合が高いという結果であったことから、喫煙マナー・ルールに関して発信する内容・時期・手段を見直すとともに、引き続き区役所など関係部署と連携しながら、より多くの方に周知する方法を検討していきます。

2 アンケートを実施した感想

Q8の飲食店の受動喫煙対策に関する質問では、法令で義務化されているお店の出入口の喫煙に関する標識について、お店選びの参考にしていただいていると回答した方（「ア いつも参考にしていただいている」（30.5%）または「イ たまに参考にしていただいている」（29.3%）と回答した方）が約6割だったことから、標識掲示の重要性を改めて認識しました。

また、Q2の受動喫煙に関する質問では、「カ 歩きたばこ」（54.8%）、「キ 路上喫煙煙（立ち止まっている状態やベンチに座った状態等での喫煙）」（46.8%）が多く、屋外での喫煙時の配慮に関する取組の強化が必要であることが分かりました。

3 担当部署のeアンケートメンバーへのメッセージ

この度は、「喫煙に関するアンケート」に関するご協力いただきありがとうございました。設問への回答のほか、Q20「横浜市の喫煙対策に関する取組」に対する自由意見でも非常に多くのご意見をいただきました。いただいたご意見を参考に今後も喫煙ルールの周知徹底、マナー向上に取り組んでいきます。

また、本市では、受動喫煙により健康への影響が大きい、子どもを守る取組を進めています。受動喫煙防止への配慮について交通広告やソーシャルメディアでの啓発に加え、「子どものそばで吸わないで」や「吸わない人には吸わせない配慮を」など、具体的なメッセージを記載したポスターや看板の掲示による啓発を行っています。引き続き、本市の受動喫煙防止に関する取組について、ご理解とご協力をお願いします。

担当：健康福祉局健康推進課

資源循環局街の美化推進課

ヨコハマ e アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。